

# 広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

## 目 次

1 . 都市計画の目標	
1 ) 都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
交通施設 .....	4
下水道及び河川 .....	5
その他の都市施設 .....	6
3 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	6
a 基本方針 .....	6
b 主要な緑地の配置の方針 .....	7
c 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	7
整備、開発及び保全の方針 付図 .....	9

## 広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針の決定

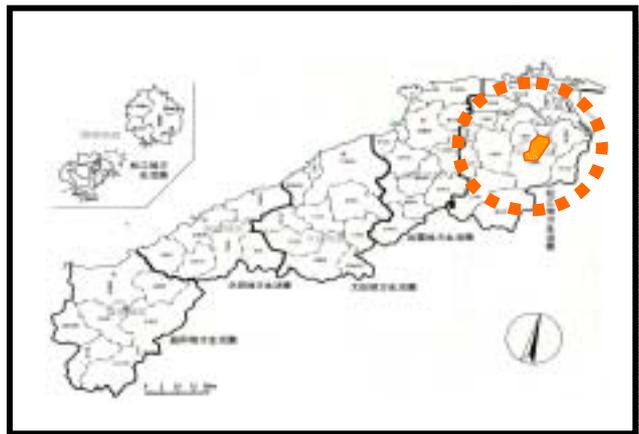
(鳥根県決定)

都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

### 1. 都市計画の目標

本区域は、鳥根県の東北部端にあり、県都松江市、鳥取県米子市のほぼ中間に位置する広瀬町の行政区域の一部からなる、人口約4千人、面積約14km<sup>2</sup>の都市計画区域である。

本区域は県都松江市から南東約15km、安来市の南に隣接する住宅都市となっており、これらの都市に集積する高次の都市機能を活用した街づくりを目指している状況である。



#### 1) 都市づくりの基本理念

広瀬行政区域の人口は、自然・社会動態とともに減少が続き、本区域人口も昭和60年から減少に転じており、同時に、高齢化も進行しつつあるため、定住人口の確保や、少子高齢化に対応した生活環境向上に資する都市施設の充実が求められている。

また、本区域内に清水月山県立自然公園月山地区が指定されていることからわかるように、市街地周辺には美しい自然が良好に保持されており、国指定史跡富田城跡や県指定史跡新宮党館跡などの深い歴史を語る史跡や、山と水の織り成す豊かな景勝にも恵まれている。

以上のような本区域の状況を踏まえ、将来に向けての都市づくりの基本理念を次のように定める。

快適で住み心地の良い生活環境の創造

地域の特性を活かした活力ある産業の育成

豊かな風土を守り、魅力ある基盤の形成

健康長寿の地域社会の形成

創造性に満ちた人と文化の育成

## 2) 地域毎の市街地像

地域名	将来の市街地像
広瀬地区	<p>本地区は広瀬町の行政機能の中心である町役場を有するとともに、学校・保育所、社会福祉センター等、町の公共施設の多くが立地する地区である。</p> <p>今後は、本区域の中心的な役割を担う都市の拠点として、保健・医療・福祉の中核的機能の充実とともに住環境の向上・保全を図る。</p>
石原地区	<p>本地区では、優良農地の保全を図るとともに、自然と調和した住環境整備を進める。</p>
新宮地区	<p>本地区内の飯梨川右岸地区新宮川沿いの農地等において、河川改修と併せて農業との調整を図った快適な住宅地を計画的に建設する。</p>
八幡地区	<p>本地区内の広瀬中央公園や飯梨川沿いの各種運動施設を保全・充実してスポーツの高度化を図り、住民の健康維持・増進に努める。</p>

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域において、「市街化圧力」「不良街区の形成防止」「良好な市街地形成」「産業基盤の確保」「都市基盤施設整備」「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」「用途地域が定まっていない区域の土地利用」「営農条件の確保」「緑地の確保」の観点から、区域区分の必要性について検証・評価を行った。

この結果、本区域において今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

また、本区域では、少子高齢化、人口減少が進行しており、今後、定住人口の確保や産業活動の活性化が重要であるため、区域区分を設定する必要性は低いと判断する。

従って、本都市計画に区域区分を定めなかった。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土地利用の方針
広瀬地区	<p>居住環境の維持・改善を図る住宅地</p> <p>本地区のうち、広瀬町役場付近の地区では古い街なみであるので、総じて道路が狭隘で、家屋の老朽化とともに高齢化の進行や空家の発生等が見られる。このため、本区域の中核的機能の充実のため、町営住宅の建替えや道路の拡幅整備や美装化、小公園の整備を進める。</p>
石原地区	<p>優良農地と調和を図る住宅地</p> <p>本地区は、飯梨川左岸の優良農地を取り囲むように発達した集落であるため、優良農地を保全するとともに、集落における生活環境整備を図る。</p>
新宮地区	<p>周辺土地利用計画と調和を図る住宅地</p> <p>本地区は、新宮川沿いに開けた場所であるため、新宮川の河川改修と併せて、周辺土地利用計画と調和した安全で快適な住宅地の整備を図る。</p>
八幡地区	<p>既存施設の保全・充実による活性化</p> <p>本地区は、スポーツレクリエーションと憩いの場として、広瀬中央公園や飯梨川沿いの各種運動公園等を有しており、広瀬町のスポーツ振興の中心として活性化が期待されているため、今後とも既存施設の保全・充実を図る。</p>
災害防止上市街化の抑制を図る地区	<p>災害防止の観点から以下の区域は原則的に市街化の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第39条（災害危険区域）</li> <li>・ 地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条（土砂災害警戒区域）、第8条（土砂災害特別警戒区域）</li> </ul>

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域は県都松江市や安来市から約 15～20 分の近い距離にあり、これらの都市に高次の都市機能や通勤地等を依存している面が多い。このため、これらの都市等に連絡する幹線道路は日常生活や都市活動において重要な基盤施設となっている。

本区域において都市計画道路は決定していない。

本区域では広瀬の市街地が東西方向に約 0.3km～0.6km、南北方向に約 2 km と細長く位置し、主要地方道安来木次線等が市街地を南北方向に縦貫している。しかし、東西方向の幹線道路は国道 432 号が通る程度で、配置間隔が 1km 以上になり不足している。主要地方道安来木次線は改良が進んでいるものの、国道 432 号は山間地や市街地内を通過することなどから未改良の区間が多く、バイパス整備が望まれている。

市街地内の生活道路等は狭隘で屈曲した道路が多く、道路拡幅等が望まれている。また、飯梨川右岸において良好な住宅地の開発を支援する主要な道路が必要となっている。

このような現状を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

主要都市等と連絡する幹線道路は、今後とも増大する交通需要への対応や広瀬中心部での狭隘区間を改善するため整備を図る。

市街地内の道路は都市活動や防災上の重要な役割を担っており、幹線道路との機能分担を図りつつ東西方向の幹線的な道路の拡幅等の整備を図る。

飯梨川右岸において、計画的な住宅地形成や農業生産等を支援する主要な道路の整備を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

種別	配置の方針
広域交通	・国道 432 号は、広瀬祖父谷丁から菅原柿根に至るバイパスを配置する。
都市内交通	・広瀬殿町等の中心部において、国道 432 号の整備に併せて東西方向の幹線的な道路の配置を図るなど、区画街路の適正な配置と整備に努める。
その他	・既存の幹線道路において、交差点改良や交通安全施設の整備を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
道路	国道 432 号（広瀬祖父谷丁～菅原柿根に至るバイパス）

## 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では、「公共下水道」により整備し、市街地郊外部の既存集落では「農業集落排水」等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全区域の下水道整備を早期にするものとする。

##### 河川

源流の町として水質の保全を図りつつ河川の改修や治水施設の整備を順次進めるものとする。合わせて、山麓部では土砂災害防止対策の整備を進める。また、河川のもつ軸状のオープンスペースを利用して、防災避難広場等の防災施設や公園緑地等の整備を進めるとともに河川が有する自然環境の保全、整備に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	広瀬町の平成 12 年度末現在の下水道普及率（処理人口 / 行政人口）は 22.1%であるが、平成 22 年度末の下水道普及率が、約 77%となることを目指して整備を進める。
河川	治水安全度の低い河川について重点的に河川改修を進め、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

#### b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

下水道	整備水準の目標に掲げた下水道普及率を達成するために広瀬町特定環境保全公共下水道、農業集落排水の整備や、合併浄化槽の整備を推進する。
河川	新宮川

## その他の都市施設

### a 基本方針

本区域においては、地域住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

## 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は市街地等が飯梨川の谷部に形成され、これを囲むように森林の山地が広がり、史跡や優れた景勝も存在する、恵まれた自然環境を保持している。本区域の良好な都市環境を形成するためには、この美しい自然を守り育てることが今後もまちづくりの大きな柱と考え、緑の持つ様々な機能を総合的に高めていく。

また、本区域には、県立自然公園である清水月山県立自然公園月山地区や広瀬中央公園、さらには飯梨川の河川公園の整備が進められている。市街地及びその近郊においては、これらの公園緑地等の整備や親しまれている樹林・樹木等の適切な保全及び公共施設等の様々な空間の緑化を進めることにより、緑の保全、整備を図る。

#### イ 緑地の確保水準

##### 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	現況（平成 12 年）	目標（平成 32 年）
都市計画区域内人口一人当たりの目標水準	約 29 m <sup>2</sup> / 人	約 30 m <sup>2</sup> / 人

b 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

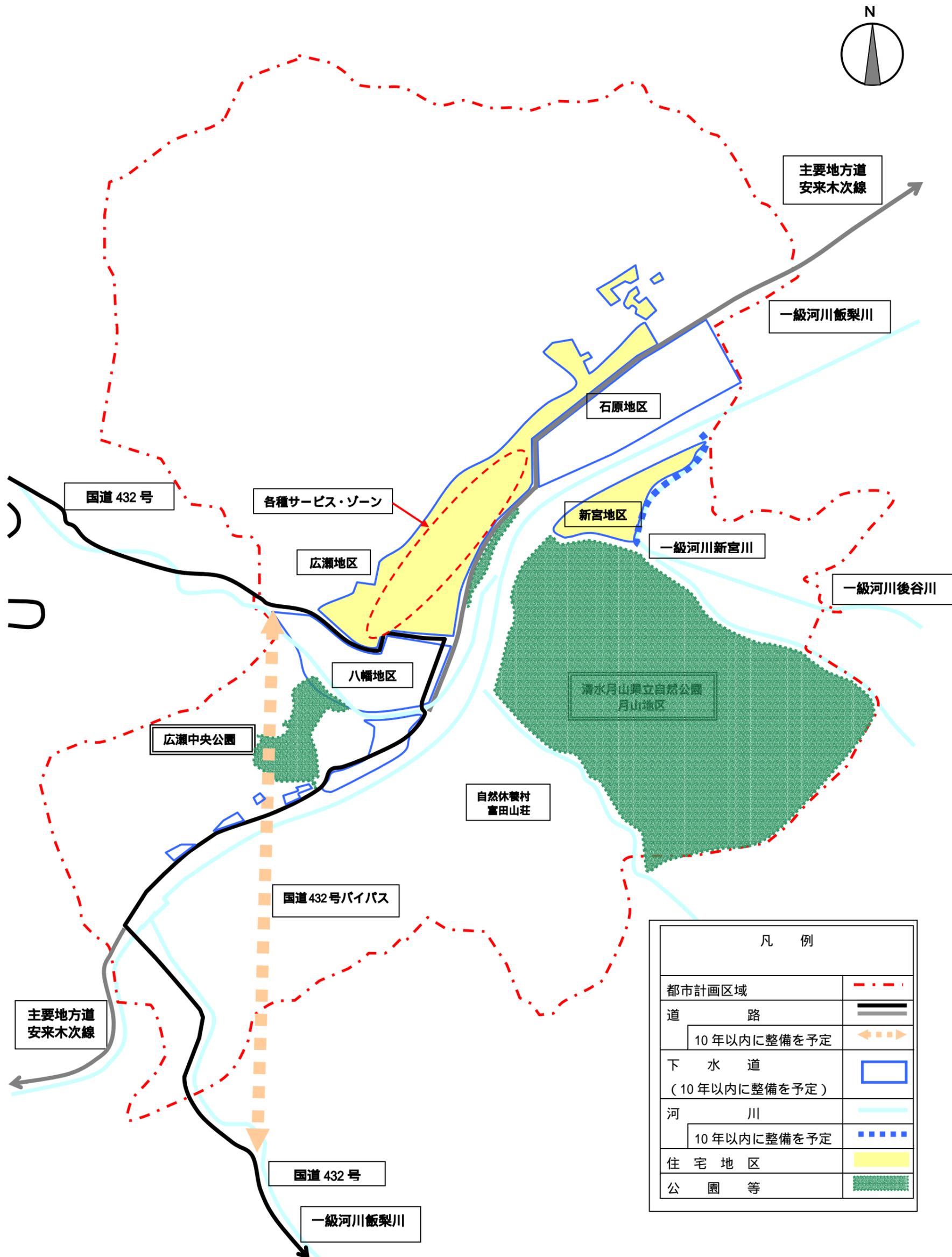
緑地系統	配置の方針
環境保全系統	清水月山県立自然公園月山地区の月山富田城跡一帯の森林は歴史的環境を形成する郷里の森であり、緑地の保全を図るとともに史跡の復元整備と公開に努める。
	飯梨川源流の町として水資源の保全機能を維持するとともに、生態系の環境を保全するため飯梨川水系流域の山林を保全する。
レクリエーション系統	広瀬中央公園は、地区公園として都市計画決定した公園であり、野球場、庭球場、体育館等の運動施設の他、児童公園、芝生広場、多目的広場等を整備している。今後も維持、管理を適切に行い、住民のレクリエーション拠点として保全する。
	飯梨川の河川公園は、市街地に隣接する飯梨川の河川敷に整備された公園であり、運動広場の維持、管理を適切に行い、住民の憩い・交流の場、スポーツ、レクリエーションの場として保全する。
	市街地及びその周辺部では、道路事業や住宅地整備に伴う広場・小公園等の設置により、公園緑地の質的向上を図る。
	富田山荘周辺施設では、温泉宿泊施設の利用促進を図り、町内外からの集客による経営改善と、健康づくりの拠点として整備を進める。
防災系統	市街地及びその周辺部において、飯梨川の河川敷や公園等を活用した避難地、幹線道路等を活用した避難路や不燃化領域を配置して、有効なオープンスペースとして保全・整備する。
景観構成系統	本区域が持つ水と豊かな緑に恵まれた地域性を郷里の誇りとして快適な生活環境を維持、増進するため、飯梨川の水辺景観を基軸とし沿川に続く田園景観を一体的な景観軸として保全するとともに、市街地を囲む森林を里山景観として保全する。また、市街地南部に位置する富田八幡宮の寺社林等は市街地の貴重な修景資源であり、都市内の緑地として保全を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

清水月山県立自然公園月山地区は自然公園地域に指定され、広瀬中央公園は都市計画公園に決定している。また、飯梨川の河川公園は河川区域内に確保されている。

飯梨川流域の森林については、土地や森林が有する自然的機能を客観的に評価し、土地利用の規制・誘導を図るための基礎資料（土地利用分級評価）の作成や、この土地評価に基づく規制・誘導手法を検討する。

都市計画区域内においては新たな公園緑地を整備するよりも、既存の緑地・公園施設の内容をさらに充実し、レベルアップを図る方針とする。



凡 例	
都市計画区域	---
道 路	==
10年以内に整備を予定	→→→
下水道 (10年以内に整備を予定)	□
河 川	—
10年以内に整備を予定	■■■
住 宅 地 区	■
公 園 等	■

広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・付図